

第 6 5 号議案

八王子市下水道条例の一部を改正する条例設定について

八王子市下水道条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

平成 3 1 年 2 月 2 5 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市下水道条例の一部を改正する条例

八王子市下水道条例（昭和 4 1 年八王子市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(使用料の額) 第 1 7 条 (略) 2 使用料の額は、使用者ごとに、前項の表に定める汚水の種別に応じて、同項の表を適用して得た額に <b>100分の110</b> を乗じて得た額（1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。 3～5 (略)	(使用料の額) 第 1 7 条 (略) 2 使用料の額は、使用者ごとに、前項の表に定める汚水の種別に応じて、同項の表を適用して得た額に <b>100分の108</b> を乗じて得た額（1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。 3～5 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 3 1 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の八王子市下水道条例第 1 7 条第 2 項の規定は、平成 3 1 年 1 2 月分として徴収する使用料から適用し、同年 1 1 月分までとして徴収する使用料については、なお従前の例による。

3 前項の使用料を徴収する場合において、使用料の算定の基礎となる汚水の排出量は、各月均等に排出したものとみなして算定し、使用料を徴収する。